

厚木市自治基本条例逐条解説改定履歴

平成23年 3 月 発行

平成25年 3 月 第 1 次改定

- ・ 地方自治法の改正に伴い、第16条第 2 項の解説を改めた。
- ・ 金銭徴収に関する条例等の制定改廃について、厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続の対象としたことから、第29条第 1 項の解説中「（金銭徴収に関する条項を除きます。）」を削除した。
- ・ 厚木市市民参加条例を制定したことにより、第29条の解説中「用語の説明」を「○厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続の実施」に改めた。
- ・ 厚木市市民協働推進条例を制定したことにより、第33条の解説に「○厚木市市民協働推進条例の運用」を加えた。
- ・ 厚木市住民投票条例を制定したことにより、第36条の解説を改めた。

平成27年 3 月 第 2 次改定

- ・ 「あつぎ市民ふれあい都市宣言」を策定したことにより、第 4 条の解説を改めた。
- ・ 行政不服審査法の改正に伴い、第27条の解説を改めた。
- ・ 「わたしの提案」制度の改正に伴い、第28条の解説を改めた。
- ・ 自治基本条例の見直しを行う際の市民参加手続について、第 39条第 2 項の解説を改めた。
- ・ 自治基本条例の見直し（総点検）の結果を受けて、次のとおり解説の追加及び修正を行うとともに、必要に応じて文言の整理を行った。
 - （1）第 2 条第 1 項に公営企業管理者や公の施設の管理者などの義務に関する記載を加えた。
 - （2）第 3 条第 4 号に「市民協働推進の六つの基本原則」を加えた。
 - （3）第 7 条第 3 項に地方自治法第10条第 2 項に関する記載を加えた。
 - （4）第 8 条第 2 項に大人たちの役割を加えた。
 - （5）第10条に議会の具体的な取組を加えた。

- (6) 第14条に職員の「サービスの宣誓」を加えた。
- (7) 地方公務員法の改正に伴い、第17条に人事評価制度に関する記載を加えた。
- (8) 第21条に外部から取得した文書についての記載を加えた。
- (9) 第30条の記載を改めた。
- (10) 第34条に地区市民自治推進組織の設置の支援について記載を加えた。
- ・参考資料に、平成26年12月に行った「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果」を加えた。

平成28年 3 月

第 3 次改定

- ・「地区市民自治推進組織に関する推進方針」を策定したことにより、第34条の解説を改めた。

平成31年 3 月

第 4 次改定

- ・自治基本条例の見直し（総点検）の結果を受けて、次のとおり解説の追加及び修正を行うとともに、必要に応じて文言の整理を行った。
- (1) 第 2 条第 2 項に同項の趣旨に関する記載を加えた。
- (2) 第 5 条に「自治基本条例と人権とは？」及び「近年制定された人権に関わる主な法律」を加えた。
- (3) 第 8 条第 2 項の記載を改めた。
- (4) 第 8 条に子どもの権利に関する法律や条例の記載を加えた。
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第13条の解説中「教育委員会の職務権限」の引用条文を改めた。
- (6) 第18条の解説中、「2 外部評価の実施」の記載を改めた。
- (7) 第24条の記載を改めた。
- (8) 行政手続法の改正に伴い、第25条及び第27条の解説を改めた。
- (9) 地方自治法の改正に伴い、第37条の解説中「地方開発事業団」を削除した。
- (10) 第37条に、新たな国内友好都市として糸満市（沖縄県）

を加えた。

- ・ 参考資料を別冊とし、厚木市自治基本条例逐条解説資料編とした。
 - (1) 平成 28 年 8 月に厚木市自治基本条例推進委員会から提出された「自治基本条例の浸透に向けた提言」を加えた。
 - (2) 平成 28 年 12 月から発行した「自治基本条例だより」を加えた。
 - (3) 平成30年12月に行った「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果」を加えた。
- ・ 平成28年 4 月、厚木市自治基本条例に関する事務が政策部企画政策課から市民協働推進部（平成29年 4 月から協働安全部に改称）市民協働推進課に移管されたことに伴い、編集担当を変更した。